

# 第1回 南部町地域のあり方検討委員会次第

日 時 令和7年9月29日(月)

15:00～17:00

場 所 キナルなんぶ多目的ルーム

## 1 開会

## 2 未来を創る課長あいさつ

## 3 南部町地域づくりアドバイザーあいさつ

## 4 委員紹介（別紙委員名簿参照）

## 5 委員長選出

## 6 議事

(1) 南部町地域のあり方の検討方法について 【資料1】【資料2】

(2) 南部町の現状と今後について 【資料3～資料7】

(3) 南部町における地域のあり方について 【資料8】

(4) その他

## 7 連絡

## 8 閉会

### 【配布資料】

資料1・・・南部町地域のあり方検討委員会設置要綱

資料2・・・南部町地域のあり方検討委員会スケジュール(案)

資料3・・・南部町の人口・今後の推移見通し

資料4・・・南部町の地域振興協議会の設立・現状

資料5・・・南部町における集落の現状・集落別人口一覧表

資料6・・・南部町の地域福祉政策

資料7・・・南部町の農業政策

資料8・・・南部町における地域のあり方について（論点整理）

## 南部町地域のあり方検討会設置要綱

## (設置)

第1条 南部町の地域づくりの基盤を担う集落及び地域振興協議会について、将来にわたって持続可能な地域づくりのあるべき姿を検討するため、南部町地域のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 集落(自治会)のあり方に関すること。
- (2) 地域振興協議会のあり方に関すること。
- (3) 行政による地域政策のあり方に関すること。
- (4) その他地域づくりに関すること。

## (委員)

第3条 検討会は、検討会委員（以下「委員」という。）20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域振興協議会構成員
- (3) 地域福祉関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 地域防災関係者
- (6) 社会教育関係者
- (7) 青年団等地域活動実践者
- (8) 町内の地域再生推進法人に所属する者
- (9) その他検討会の運営上町長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会の運営)

第5条 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

4 検討会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 検討会は、必要に応じて、関係機関等の説明又は意見若しくは助言を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 南部町地域のあり方検討会スケジュール(案)

年度	時期	項目
令和7	9月29日(月)	第1回検討会 (地域づくりリーダー研修会)
	10月27日(月)	第2回検討会 (地域づくりリーダー研修会)
	11月17日(月)	第3回検討会 (地域づくりリーダー研修会)
令和8	1月26日(月)	第4回検討会 (地域づくりリーダー研修会)

※検討会は、令和8年度も引き続き開催する予定です。

# 南部町の人口・今後の推移見通し

**日時：令和7年9月29日（月）15時～**

**場所：キナルなんぶ 多目的ルーム**

# 南部町の人口推移（過去10年）

2013年から2024年の人口は、国勢調査年は国勢調査、その他は県の推計人口による（10月1日時点）

2025年は国勢調査の年であり、9月1日時点の県の推計人口（他の年と比べて1ヶ月少ない）

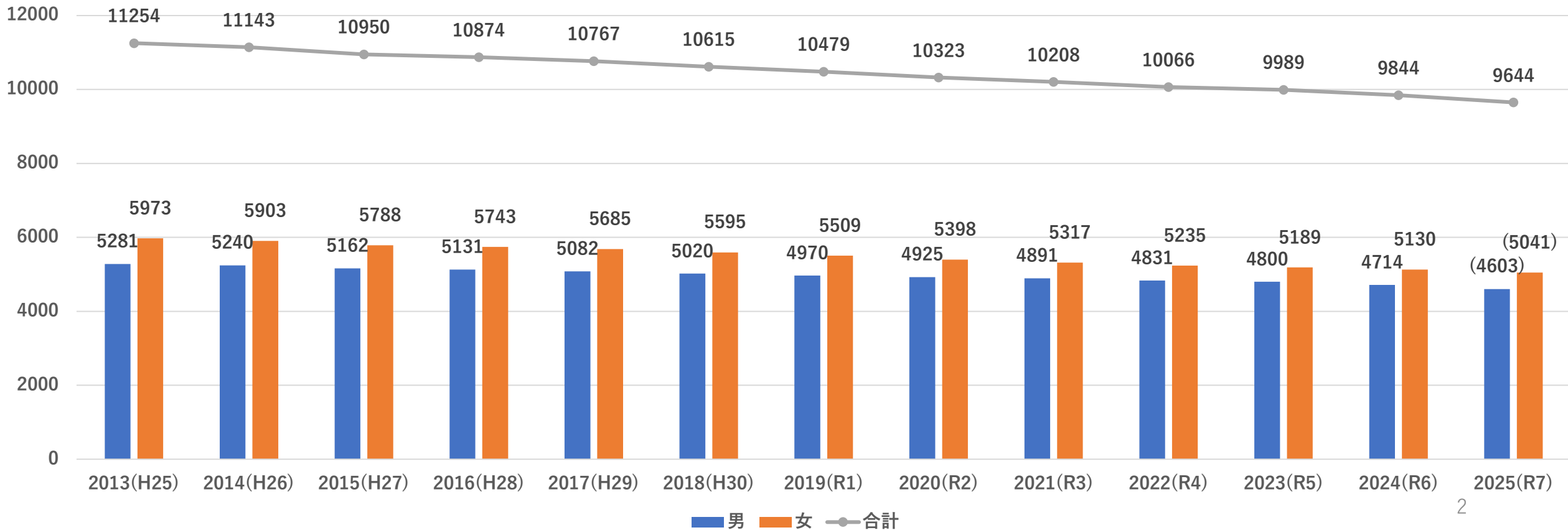
○2014年から2024年までの10年間で、1,299人（男526人、女773人）の減少（△11.7%）

○2010年国勢調査結果を踏まえた2013（H25）年推計による2020（R2）年人口は10313人でほぼ推計どおり（+10人）

○2010年国勢調査結果を踏まえた2013（H25）年推計による2025（R7）年人口は9665人、

また、直近、2020年国勢調査結果を踏まえた2023（R5）年推計による2025（R7）年人口は9653人、

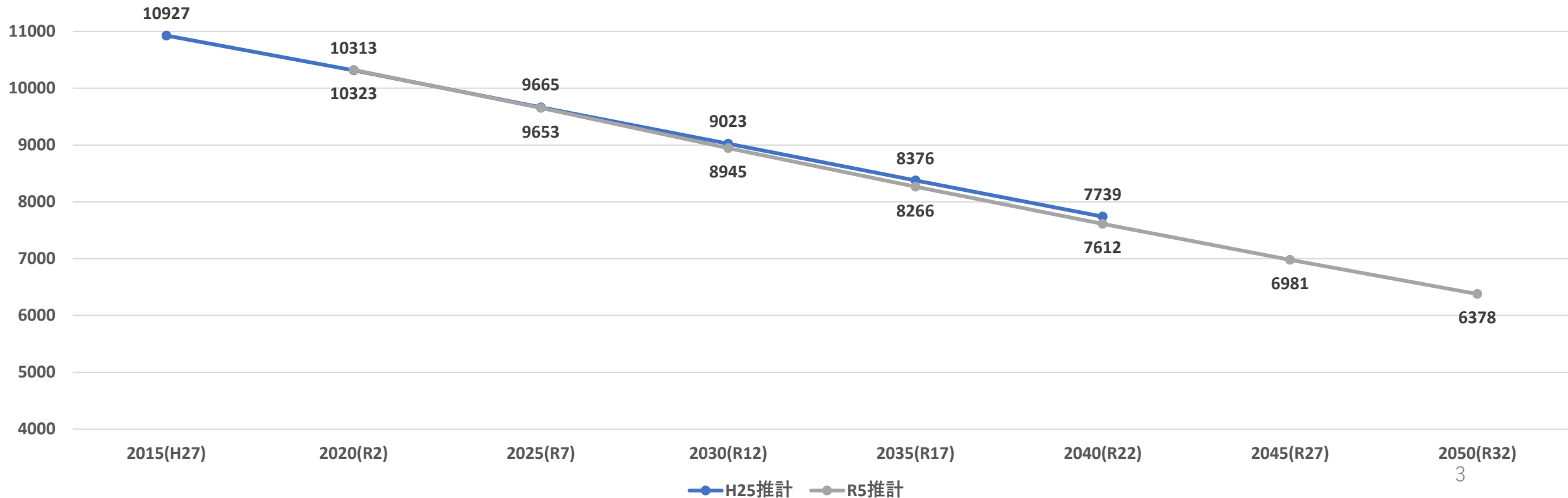
基準日（10月1日）1か月前の時点で、2023（R5）年推計による2025（R7）年人口をすでに9人下回っている



# 今後の人口推移見通し

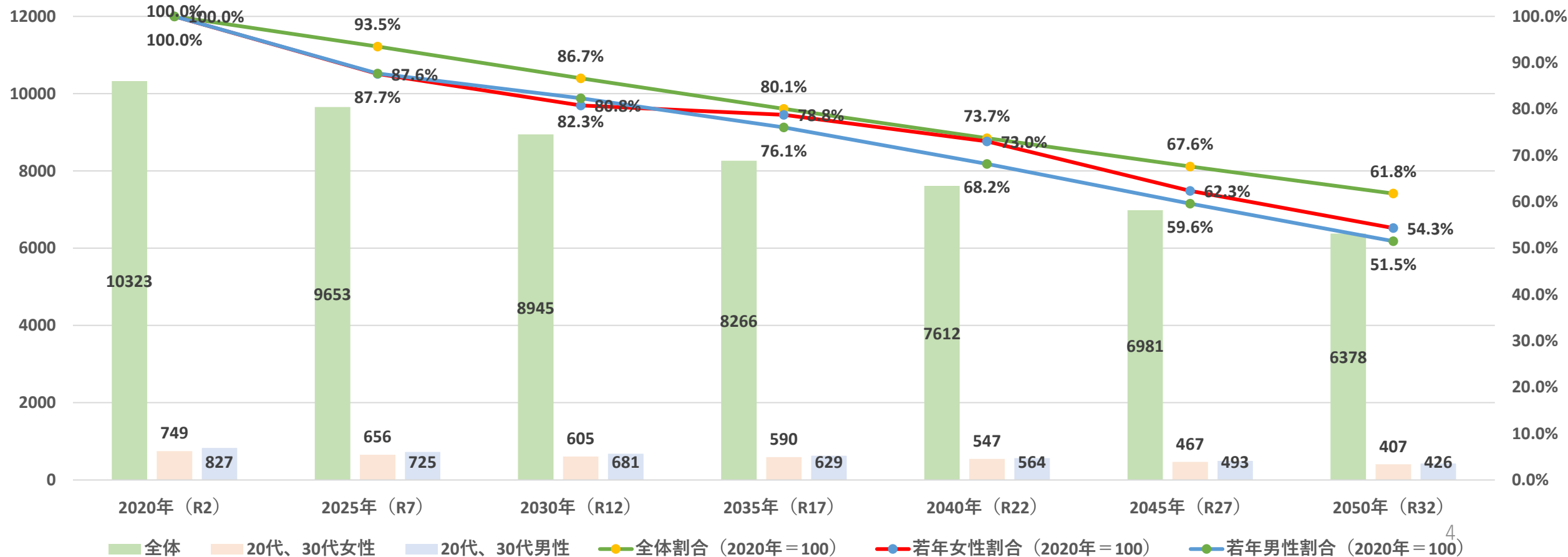
- 2010年国勢調査結果を踏まえた2013（H25）年推計による2040（R22）年人口は7739人
- 直近、2020年国勢調査結果を踏まえた2023（R5）年推計による2040（R22）年人口は7612人  
⇒5年で600～650人（120～130人／年）の減少見込みだったものが、5年で650～700人（130～140人／年）の減少見込みへと加速している
- 2020年国勢調査結果を踏まえた2023（R5）年推計による2050（R32）年人口は6378人、2025年国勢調査結果を踏まえた2028（R10）年推計では、さらに少ない見通しが示される可能性が高い

## 2050年までの人口推移見通し



# 若年女性・男性人口推移見通し

- 2020年国勢調査結果を踏まえた2023 (R5) 年推計による2025 (R7) 年人口減少率は△6.5%  
 同じく若年 (20代、30代) 女性人口減少率は△12.4%、男性減少率は△12.3%で、全体よりも約6ポイント高い
- 2020年国勢調査結果を踏まえた2023 (R5) 年推計による2050 (R32) 年人口減少率は△38.2%  
 同じく若年 (20代、30代) 女性人口減少率は△45.7%、男性減少率は△48.5%で、全体との格差はさらに広がる  
 ⇒若年女性の減少率の拡大は、人口減少を加速させる要因ともなり得る  
 2025 (R7) 年時点で、すでに若年女性・男性ともに減少率の格差が広がっており、速やかな対策が求められる



# 「地域振興協議会」の設立と現状

資料4



令和7年9月 南部町未来を創る課

# 進む人口減少と少子高齢化

■人口 9,958人

年に100人減傾向

■世帯 3,888世帯

増加傾向

■高齢化率 39.5%

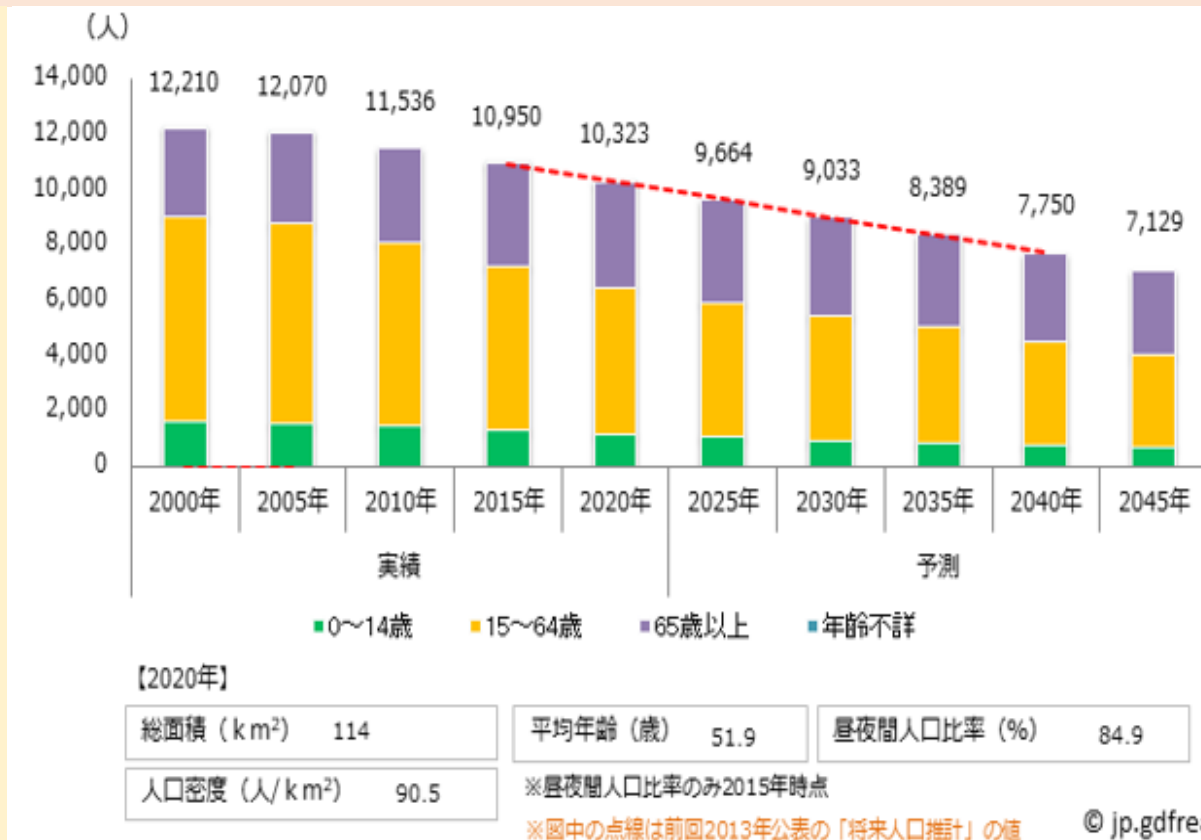
年1%ずつ増加

0歳～64歳 6,063人

65歳以上 3,962人

■出生 R5 44人

R6 40人



■114km<sup>2</sup>面積に 92の集落

■7つのエリアに地域振興協議会

■産業 第1次 615人 (11.3%) 第2次 1,429人 (26.3%)  
 第3次 3,394人 (62.4%) ※R2国勢調査

# 地域振興協議会設立まで

平成16年10月1日 南部町誕生

「会見町」と「西伯町」の2町合併

平成16年10月19日 坂本昭文南部町長就任

新町の施政方針として、

「地域自治組織づくり」を提案

**『地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちで創っていく、住民が責任と誇りを持って取り組める新しい仕組みづくり』を提案**

# 住民自治のあり方について検討開始

平成16年11月

まちづくりアンケート実施

- ・対象 過去5年間の区長及び区長経験者
- ・質問

「地域の課題を地域で解決するための住民自治組織が必要だと思いますか」

■現在のままでよい 36.5%

■新たな住民組織を設置する又は区長会や既存組織の連携や機能を強化する 59.9%



本格的に地域づくりの取り組みが始まる

# 地域住民への説明

平成16年10月 地域政策課の設置

平成17年2月～19年6月

住民への説明会、地域づくり懇談会の実施

- ・ 区長会説明
- ・ 地域づくり講演会
- ・ 地区住民説明会・懇談会の開催

約180回 4,000人超参加者

# 地域自治組織構想・区域割の検討

「地域自治組織検討委員会」を設置  
平成17年11月 地域自治組織構想および  
地域自治区の区域割について 諮問

平成18年4月 答申

『住民自治を高めていく上で、必要であると判断』  
『7つの区割り案が、最良と判断』

# 地域振興協議会を設置

町内を7つの振興区に分け、地域課題を解決する地域振興協議会を設置

## 【活動の基本は行政との協働】

- 1 住民自身による安全安心なまちづくり
- 2 住民自身による地域課題の解決
- 3 町民の意見集約及び調整
- 4 地域づくり計画の策定とその実施

# 専任職員配置、条例を制定

平成18年4月 地域自治組織準備主任辞令交付

各地区に2～3名、組織の支援職員を配置

平成19年3月

南部町地域振興区の設置等に関する条例制定

名称「地域自治区」→「地域振興区」に

「地域自治組織」→「地域振興協議会」

平成19年4月～7月 7地域振興協議会発足

「自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力あるまちづくりを行う」ことを目的に発足

# 南部町地域振興区の設置等に関する条例

## ■地域振興区の定義(条例第1条)

この条例は、南部町に暮らす住民が、自らが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力ある地域づくりを行う場として設置する。

## ■町の責務(条例第2条)

町は、町民が主体的に地域活動を行い、かつ、町民と共に魅力ある地域づくりを行う場である地域振興区に対し、そこに参加する町民が主体的に活動できるよう積極的な施策を講ずるとともに、必要な支援を行うものとする。

## ■町民の責務(条例第3条)

町民は、自らが暮らす地域をより住みやすく、活気のあるものとするため、町民と行政が共に地域づくりを行う場である地域振興区において行われる活動に参加するよう努めるものとする。

# 7地域振興協議会のエリア

東西町地域振興協議会

あいみ手間山地域振興協議会

天津地域振興協議会

旧会見町

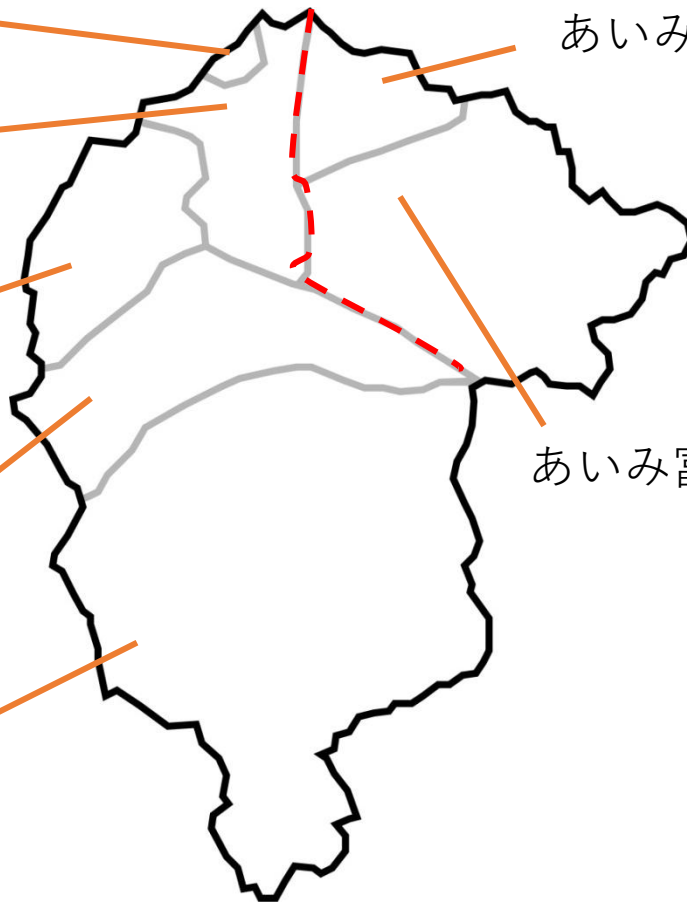
大国地域振興協議会

あいみ富有の里地域振興協議会

法勝寺地区振興協議会

南さいはく振興協議会

旧 西伯町



# 人的体制

平成19年4月～

運営支援のため、町からの支援職員を2名配置（課長級、一般職）

平成19年7月1日

地域振興協議会 会長、副会長を町非常勤特別職として辞令交付

平成21年4月～

町内全集落に自主防災組織を立ち上げることを目的に、7協議会  
に各1名ずつ「防災コーディネーター」を配置

平成22年4月

支援職員のうち一般職を引き上げ、地元採用職員を雇用

平成23年4月

支援職員を引き上げ、協議会と町との連携窓口として

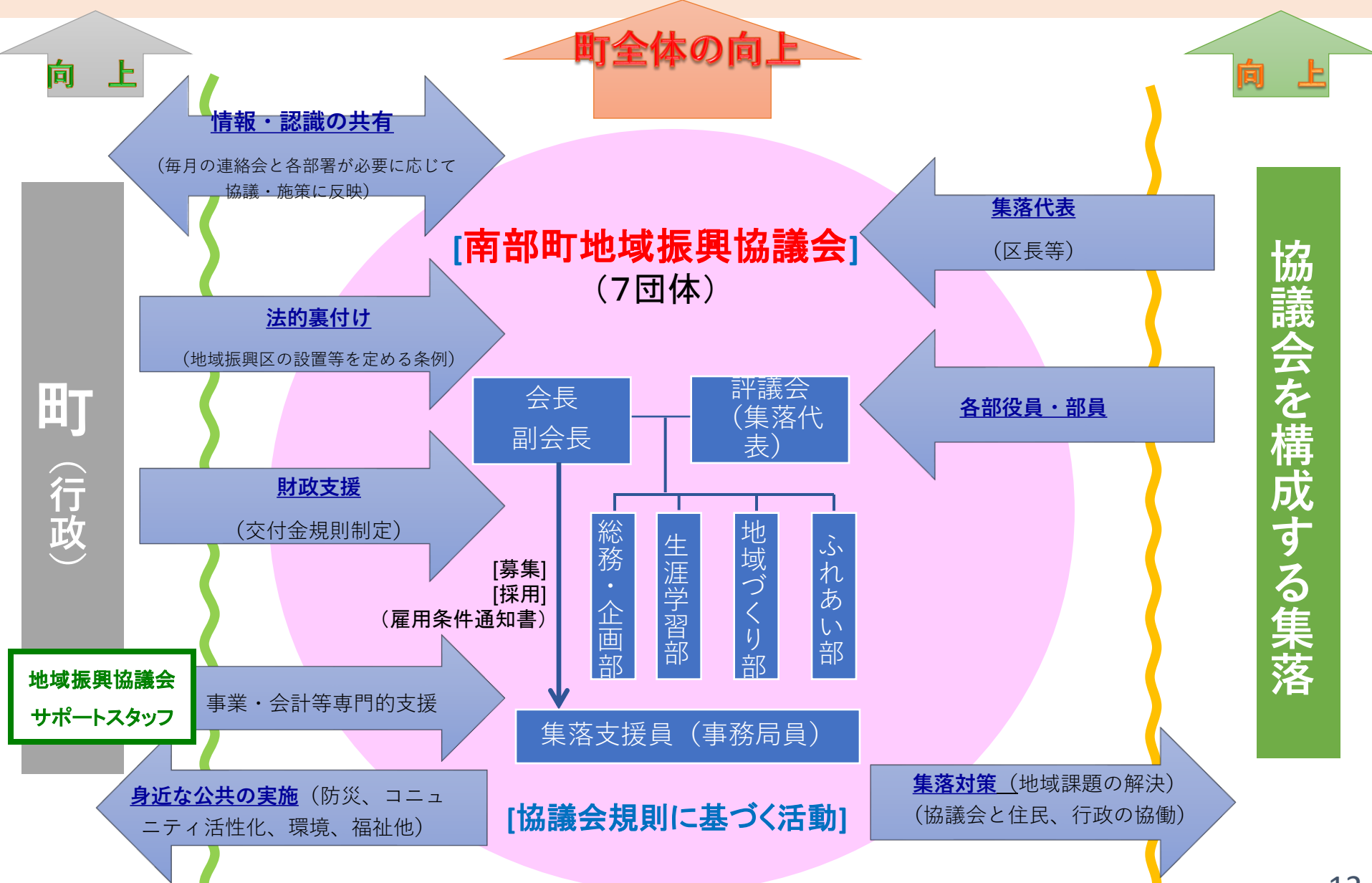
「地域振興協議会サポートスタッフ」（会計年度任用職員）を配置  
役場企画政策課（現未来を創る課）に1名配置

令和4年10月～

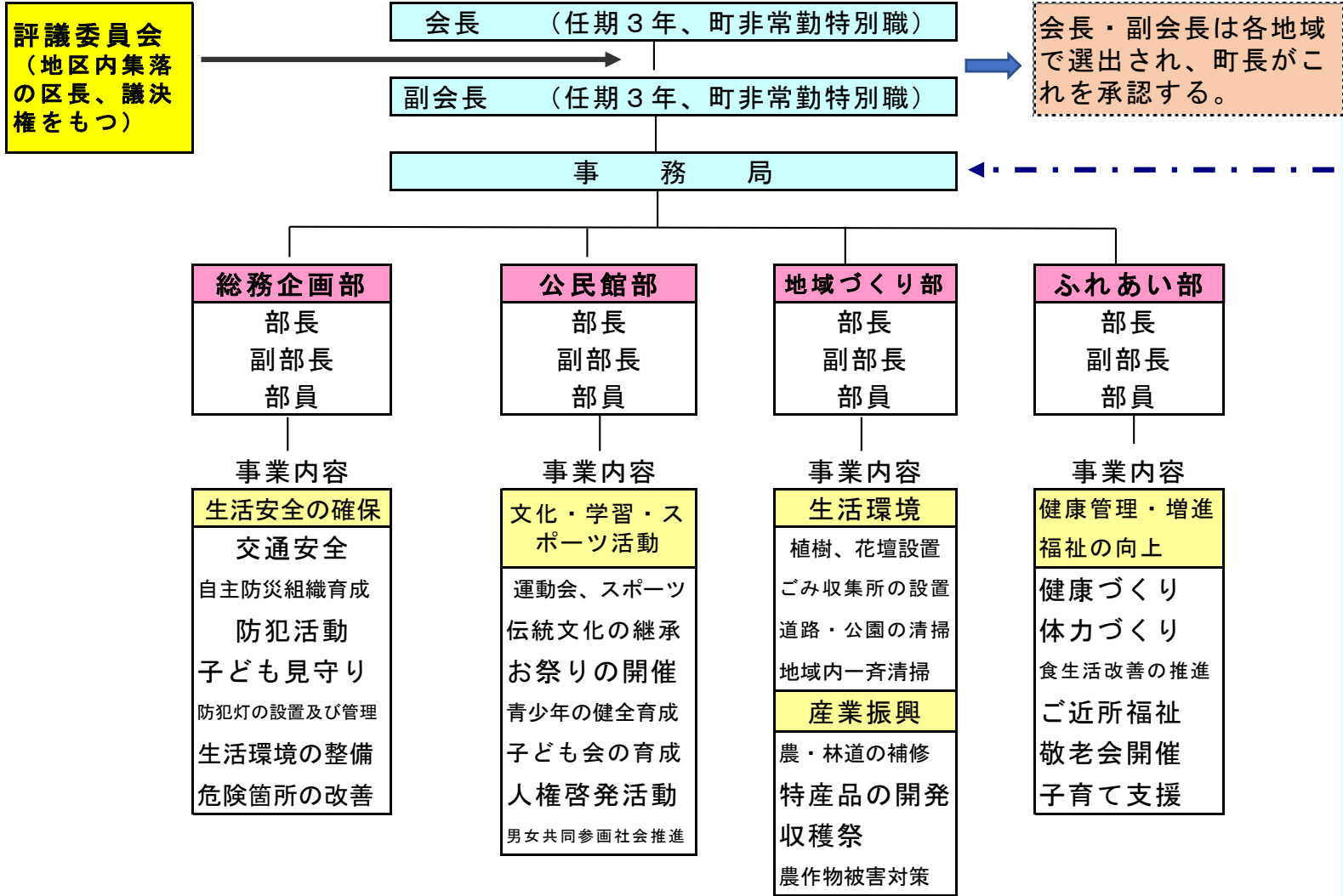
地域振興協議会における福祉機能の強化

「福祉コーディネーター」（会計年度任用職員）を配置  
役場健康福祉課（現福祉政策課）に3名配置

# 南部町7地域振興協議会 と 集落(住民)、行政との連携フロー



# 協議会の組織体制



事務局員2名

# 活動費、人件費等は交付金

令和7年度予算額 約80,000千円

1協議会当り約10,000万円

◆振興協議会運営分 約10,000千円  
(行政文書配布分・広報誌発行分・専門部運営分)

◆地域活動活性化分 約15,000千円  
(敬老会費相当分、福祉コーディネーター活動分、地域・集落対策)

◆事務局員雇用支援 約55,000千円  
(人件費・社会保険料・通勤費等含む。)

事務局員は各協議会2名分  
集落支援員に任命(集落対策特別交付税財源)

◎この交付金のほか公共施設の指定管理収入のある協議会が6協議会ある。

集落別人口・世帯数  
(R7.5末時点)

資料5

集計区分	集計区分名	男_合計	女_合計	総計	世帯数_合計
101	東西町一区	123	140	263	106
102	東西町二区	131	164	295	121
103	東西町三区	115	115	230	105
104	東西町四区	133	132	265	119
	東西町地区	502	551	1,053	451
201	境	104	104	208	76
202	坂根	50	54	104	34
203	谷川	105	99	204	77
204	柏尾	102	104	206	69
205	清水川	45	50	95	33
206	下阿賀	155	175	330	125
207	上阿賀	197	206	403	164
208	四季	82	84	166	69
209	フォレストタウン	64	62	126	45
	天津地区	904	938	1,842	692
301	原	107	106	213	72
302	北方	45	70	115	52
303	長田	34	38	72	27
304	猪小路	43	52	95	38
305	与一谷	15	14	29	9
306	鍋倉	5	5	10	4
307	西	49	53	102	33
308	口絹屋	17	24	41	12
309	奥絹屋	31	31	62	20
310	小原	55	43	98	41
311	倭	154	151	305	113
313	倭二区	12	10	22	8
314	大国田園ハイツ	50	75	125	41
315	ルーラルタウン	40	39	79	25
	大国地区	657	711	1,368	495
401	法勝寺一区	47	45	92	39
402	法勝寺二区	47	71	118	53
403	法勝寺三区	16	23	39	16
404	法勝寺四区	13	17	30	14
405	法勝寺五区	20	19	39	16

集計区分	集計区分名	男_合計	女_合計	総計	世帯数_合計
406	法勝寺六区	14	17	31	18
407	法勝寺七区	48	53	101	49
408	法勝寺八区	6	7	13	9
411	落合下	44	52	96	35
412	落合上	44	42	86	27
413	落合団地	11	19	30	11
414	菅田団地	10	5	15	9
415	戸構団地	7	16	23	15
416	城山	33	58	91	40
417	戸構	30	36	66	29
418	下鴨部	48	41	89	28
419	上鴨部	46	39	85	27
420	福頼	25	37	62	22
421	掛相	26	24	50	15
422	馬佐良	29	31	60	20
424	馬場	55	58	113	52
425	徳長	25	31	56	20
426	武信	15	16	31	11
427	道河内	18	28	46	13
428	伐株	14	15	29	9
429	いずみ	79	70	149	67
430	三本木	41	48	89	33
	法勝寺地区	811	918	1,729	697
501	今長	20	21	41	14
502	江原	29	34	63	24
503	八金	25	28	53	20
504	金ヶ崎	4	4	8	4
505	二柵	9	15	24	9
506	常清	7	6	13	8
507	金山	33	33	66	31
601	能竹	36	41	77	22
602	賀祥	15	16	31	9
603	入蔵	28	27	55	19
604	驛牛	16	15	31	17
605	早田	22	25	47	21
606	赤谷	19	25	44	17
607	大河内	8	9	17	7
608	笹畑	6	8	14	6

集計区分	集計区分名	男_合計	女_合計	総計	世帯数_合計
609	大木屋	11	7	18	12
	南さいはく地区	288	314	602	240
1,011	天萬（1番組）	86	84	170	77
1,012	天萬（2番組）	30	29	59	21
1,013	天萬（3番組）	29	30	59	29
1,014	天萬（4番組）	18	16	34	16
1,015	天萬（5番組）	41	57	98	31
1,016	天萬（6番組）	35	40	75	34
1,017	天萬（7番組）	39	28	67	24
1,018	天萬（8番組）	32	40	72	31
1,020	三崎	90	87	177	63
1,030	寺内	49	59	108	44
1,040	宮前一	69	75	144	46
1,050	宮前二	110	100	210	88
1,060	田住	80	87	167	55
1,100	福里	129	146	275	89
1,070	西原	26	28	54	16
1,080	諸木	33	44	77	27
1,090	円山	203	233	436	169
	手間山地区	1,099	1,183	2,282	860
1,210	浅井	46	43	89	31
1,220	高姫	51	50	101	33
1,230	井上	23	27	50	20
1,240	御内谷	40	46	86	33
1,250	金田	70	83	153	47
1,260	市山	72	67	139	45
1,270	縄平	19	18	37	14
1,281	朝金（1）	34	33	67	23
1,282	朝金（2）	25	26	51	18
1,290	上野	14	18	32	11
1,300	池野	39	39	78	26
1,310	鶴田	33	28	61	21
1,320	荻名	10	15	25	9
	賀野地区	476	493	969	331
		4,737	5,108	9,845	3,766

※西伯病院、祥福園、ゆうらくを除く。

# 地域福祉推進計画の実現にむけて



# 1 地域福祉と社会福祉

## 社会福祉とは

社会福祉とは、国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童、その他援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるよう、必要な生活指導、更生補導、その他の援護育成を行うこと  
(1950年 社会保障制度に関する勧告)

## 社会保障とは

社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、・・・  
(1950年 社会保障制度に関する勧告)



# 1 地域福祉と社会福祉

地域福祉とは（社会福祉法第4条「地域福祉の推進」）

- 1 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## 地域福祉

利用者側の視点からサービスの体系化を試みる = 地域のサービス

「日中おじいちゃんが一人で心配・・・」

・公的なサービス

・便利屋さん

・お友達

・ご近所さん

・あきらめる

### 地域福祉

・社会福祉サービスの領域に含まれない部分にも様々な課題がある  
・それらを、住民が暮らす生活の場=地域で捉える

住民が暮らす生活の場 = 地域

地域のちから 地域資源

利用者 = 全ての町民

生活課題

収入

入浴

つどいの場

健康維持

娯楽

栄養管理

家屋維持

近所関係

教育

障がい



子育て

移動

介護

洗濯

介護予防

供給側の視点からサービスの体系化を試みる = 公的サービス

※一方で制度の細分化により制度と制度の間で解決できない課題が生じる



供給の公平性と  
効率性により分類

公的施策を制度化

領域別に体系づけられている

↓  
どの要件に該当するか

- ・高齢ならどのくらい介護が必要か？
- ・障がいの程度は？

↓  
社会的必要度の高いものを制度化する

### 社会福祉

制度運用の枠の中で、利用者の利益を考える

公的財源

出典「できるところからの地域福祉」(財)さわやか福祉財団

© イラスト協議会プラス

《地域共生社会の実現》

《生存権の保障 (憲法)》

住民主体の支え合い活動 (地域福祉活動)

自治体の福祉施策 (地域福祉施策)

国の福祉施策 (社会保障施策)

## 2 地域福祉推進計画

- ・地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。
- ・地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。
- ・地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられる。
- ・また、上記法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加された。（厚生労働省ホームページ）

平成16年10月 「地域福祉計画」 策定

令和3年3月 「地域福祉推進計画」 策定



## 基本理念：みんながいきいきと活躍し、心をつないで支え合う共生のまちづくり

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、  
地域を構成するすべての構成員が支え合いつながりのもとで、  
高齢者に限らず子ども達、障がいのある方など全ての方に  
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、『我が事』として参画し、  
人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながるまちづくりを展開する。

令和3年3月策定／計画期間：令和3年4月～令和8年3月

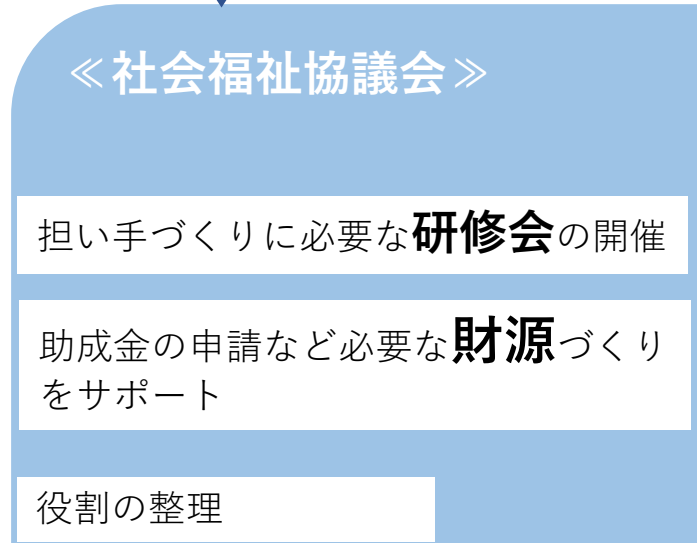
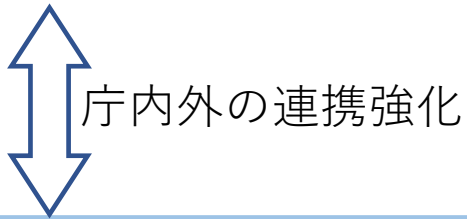
体系：4つの基本目標 13の基本計画

- 重点取組 1 地域振興協議会の福祉機能の強化
- 重点取組 2 福祉学習の推進と担い手づくり
- 重点取組 3 共生型総合相談体制の構築
- 重点取組 4 健康づくりの推進





活動支援・連携協働

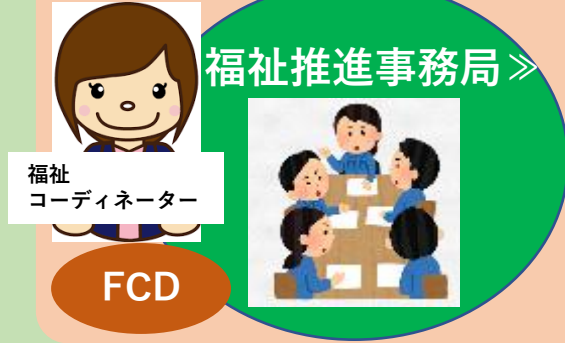


積極的な協働・アドバイスの強化

「地域振興区」

「地域振興協議会」

「プラットフォーム」



民生児童委員 法14条

健康増進委員

地域福祉委員

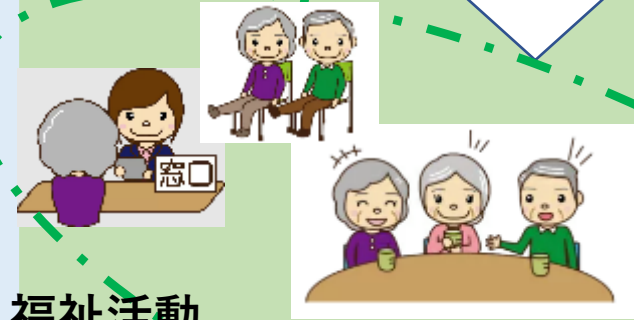
老人クラブ

当事者団体

ボランティア団体

介護・福祉事業所

地域の課題



人材を募る

福祉活動をまわす

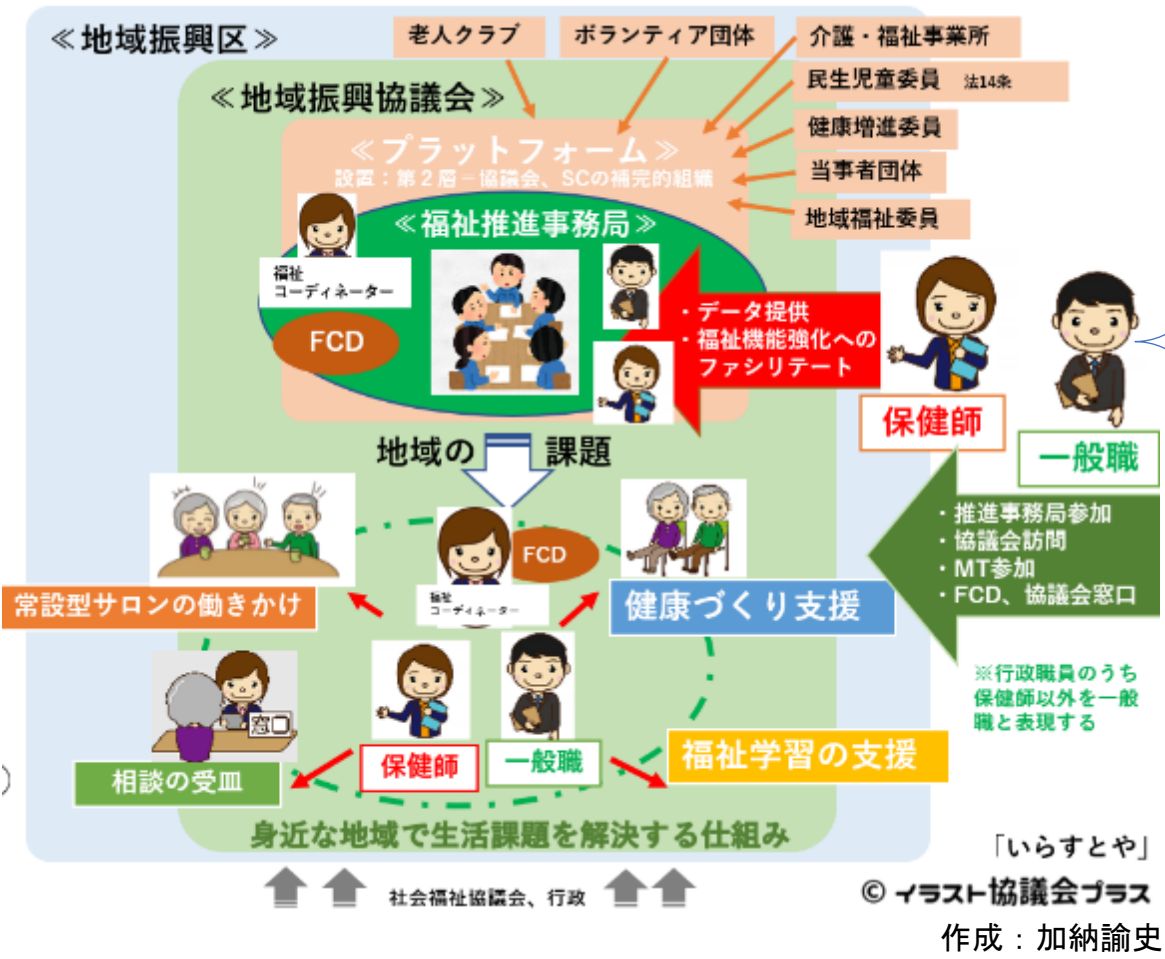


(常設型サロン、100歳体操、相談窓口、移送サービス等)

地域振興協議会の一連の作業をサポート

# 地域福祉推進計画の実現にむけて 地区担当2名ずつを配置し地域を支援 (オール健康福祉課)

健康福祉課長	前田 かおり 
統括課長補佐	加納 諭史 



区分	地区担当職員	地区担当保健師
東西町地域振興協議会	村上 康恵 	杉原 恵美 
天津地域振興協議会	角田 亘 	前田 知子 
大国地域振興協議会	吉持 肇 	遠藤 佳菜子 
法勝寺地区地域振興協議会	唯 聡太 	角 智美 
南さいはく地域振興協議会	加藤 香織 	吉村 亜純 
あいみ手間山地域振興協議会	朝日 志保 	清水 知代 
あいみ富有の里地域振興協議会	田中 遥香 	白石 百花 

# 南部町における農業政策



# 南部町 農業の状況

## ○ 経営耕地規模別農家数

区分	2020年
0.3ha未満	15
0.3～0.5ha	155
～1.0ha	275
～2.0ha	116
～3.0ha	22
3.0ha以上	38 (5.0ha以上20)

## ○ 農業産出額(推計、単位千万円)

区分	2021年
米	54
果実	27
野菜	20
肉用牛	12
乳用牛	11

## ○ 耕地面積1,130ha(町面積の約10%)



## 粗放的利用 導入の経緯



相談者

耕作者が亡くなり、  
誰かに作ってもらいたい、  
売りたい（山際、谷筋＊水利はため池）

→ 近所等に相談されて事務局まで連絡

→ 農業委員を通じて相談するも、担い手、買い手なし

→ 解決しないまま、相談は積み重なっていく…

→ 外部人材、外部企業、起業する者の発掘

焦燥感

条件の良い  
「ほ場」へ



(対象集落)  
町の南部に位置。世帯数19戸。  
14歳以下の年少人口6.8% / 75歳以上人口31.8%



# 地域計画

- 10年後も **自作** (機械は自己所有)
- 10年後 担い手 **存在** (現在、担い手に貸出、又は作業委託中)
- 10年後 担い手 **不在** (農業継続不可)

課題の共有

## 赤農地の管理をどうする？

現場を直視し、解決に向けた考え方

# 仲間をつくり、地域の枠を超えていく

まずは、できることから

遊休化する農地  
同様な状況にある地域との  
連携が必要か



管理労力がかからないような  
「粗放的管理」の検討

そして、販路を意識

自治体内の  
地域づくり部門との連携



都市部企業との  
“つながり”模索

鳥取県南部町 × chano-ma

# 地域課題解決型コラボレーション ローゼルプロジェクト

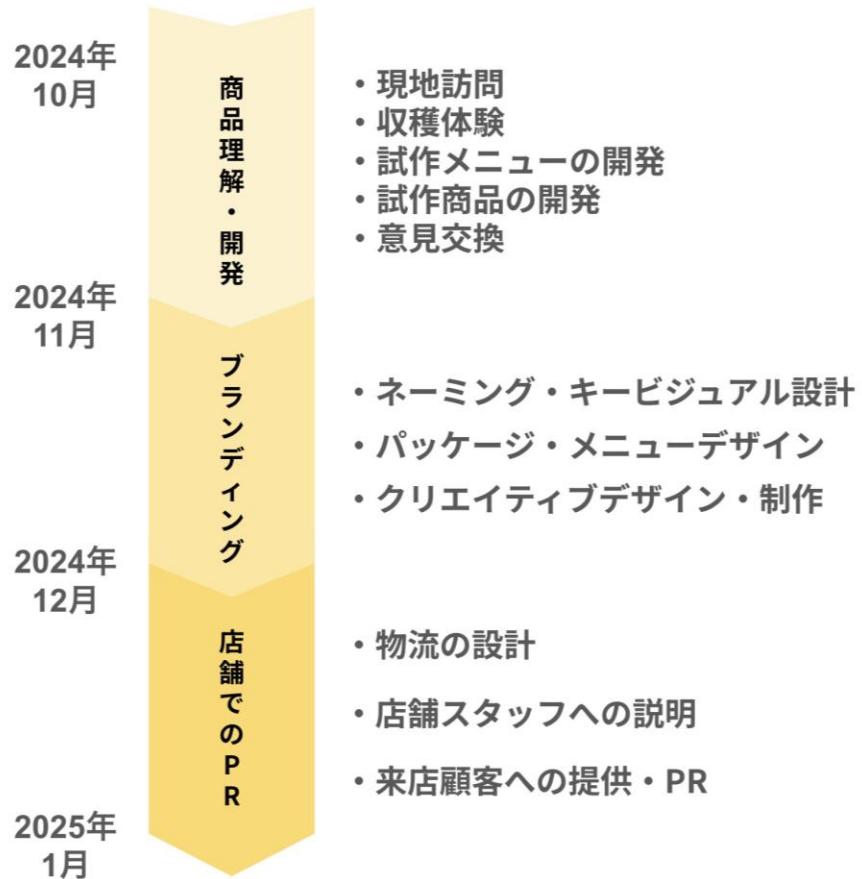


# プロジェクトの概要

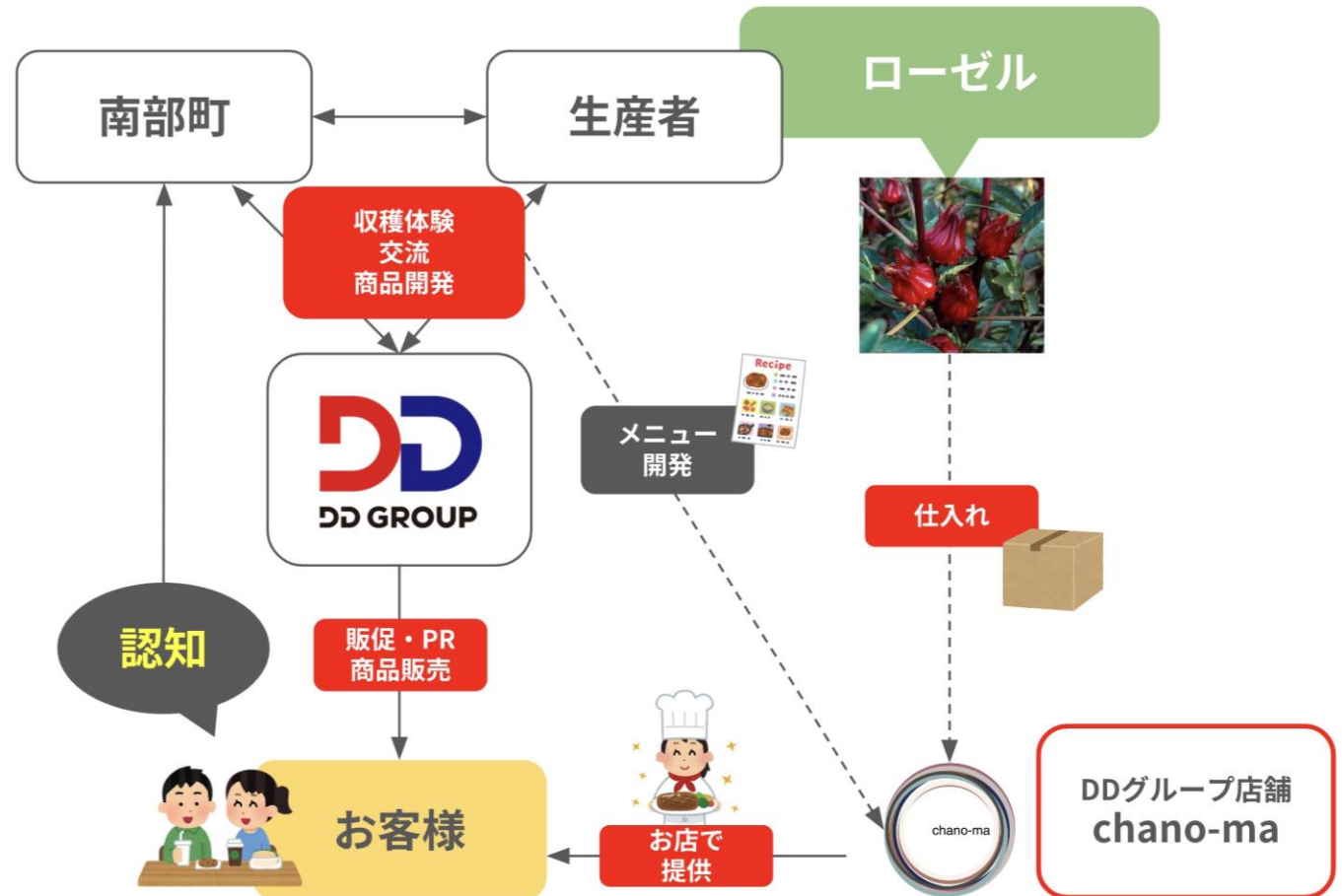
ゴール	農作業に負担の少ない栽培作物（ローゼル）を普及させることで、南部町における農地の維持管理につなげる
背景/課題	収穫したローゼルの販路が未確立である為、生産者の栽培メリットが少ない
DDGが出来ること	<ul style="list-style-type: none"><li>● ローゼルを用いた加工品の開発</li><li>● ローゼルを用いた飲食メニューの開発</li><li>● 開発した商品のブランディング・販売</li></ul>
プロジェクトの内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 商品開発チームと店舗社員にて現地訪問・生産者と交流し農業課題を理解する</li><li>● chano-maで提供するローゼルを用いた飲食メニューを開発</li><li>● ローゼルメニューの販売を通して南部町の農業課題や魅力を発信する</li><li>● 啓蒙に必要なクリエイティブの制作</li></ul>

# プロジェクトの概要

## ● 進行プラン



## ● プロジェクトスキーム





R5年の農業委員改選に伴い、

新たな農地利用最適化推進委員の発案で、

粗放的利用の作物として、ローゼル栽培が始まる。

R6年は、委員が中心となり

町内各地に約140本のローゼルを試験栽培



**ローゼルの種（ポット植え）**  
(令和6年5月)



**手作り栽培講習会**  
(令和6年6月)





**現在の状況**  
令和6年10月頃



2025年度

南部町地域のあり方検討委員会

# 南部町における 地域のあり方について

〈論点整理〉

作野広和

島根大学教育学部教授  
南部町地域づくりアドバイザー



# アドバンテージ 1 : 高校生サークル・新青年団等による若者の活躍

高校はないが 高校生はいる!

南部町高校生サークル

## With you 翼

結成8年目を迎える南部町高校生サークル「With you 翼」  
同級生同士のつながり、地域の人とのつながりを大切に活動を続けています。  
同じ高校3年間なら、一人でも多くの人と出会い、一つでも多くの体験をし、  
一つでも多くの感動を味わって、より幸せな生き方を見つけてみませんか。  
学校や家、個人ではなかなかできないことも、青年団の先輩や地域の方が応援してください!  
あこがれの連鎖に加わってみよう!

### Q. 高校生サークルに入るメリットは?

- A・同級生同士のつながりのつなかりをもち続けることができます!
- ・学校や家では学ぶことができないことが学べ、  
出会うことでできない人に出会えます!
- ・進学や就職や起業にもプラス!
- ・自分自身の人間力UP!

### Q. 誰でも入れるの?

- A・南部町内の小中学校卒業生なら誰でも加入できます。  
・町外に引っ越しても、卒業生であれば加入できます。  
・卒業生でなくても、町内在住の高校生であれば加入できます。  
・高校に進学していても、その年代であれば加入できます。

### Q. 全てに参加しないとダメ?

- A・そんなことはありません。参加できる時に、参加したい活動に参加すればOK!
- ・学校の勉強が最優先! 家での仕事、部活、バイト・・・様々な時間の使い方がありますが、放課後、  
休日の選択肢の1つとして高校生サークルを!
- ・活動の案内は加入いただいた方にはメール、LINE等で行います。

### Q. どうやって入れればいいの?

- A・まずは参加してみて、そのあとでゆっくり決めたらいいですよ。  
・入会には「入会申込書」の提出と「250円」が必要です。(250円は活動保険料です)  
・入会申込書は教育委員会事務局に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードしてください。  
・1年間いつでも加入できます。もちろん、2年生からでも3年生からでも。  
・提出は南部町教育委員会事務局(天満庁舎2階)までお願いします。

こんな活動をしています



桜餅づくり



一時期製作



スマホ教室・デジタルリーダー



韓国研修(R1年度)

自分たちの未来は 自分たちの手で!

南部町新☆青年団

## へん to つくり

【立ち上げのきっかけ】

「高校はないけど高校生はいる」南部町にとって、これまで手を付けることのできなかった高校生への支援が町の未来を変えるに違いないと平成26年度から動き出した「南部町高校生サークル With you 翼」、少しずつメンバーも増え、活動数も増加し、活動内容も充実してきました。その活動の基礎をつくったのが、平成26年度の高校1年生です。3年間、高校生サークルの活動を通して、高校は違っても同級生と関わり、地域との関わりを持ち続けてきました。そのメンバーが平成28年度末、高校を卒業し、それぞれの道を歩み始めました。高校生サークル初の卒業生です。と同時に、まだ自らの力で関わることは難しい年頃であるため、高校卒業までに培った同級生同士のつながりや、地域とのつながりが希薄になることは容易に想像できました。そこで、南部町の教育環境として、保育園、小学校、中学校、高校生サークル、その次のステージ、すなわち青年サークルを用意することが必要であると町は考え、平成29年夏に南部町新☆青年団が発足しました。

【ねらいは何か】

高校生サークルと同様に「一人でも多くの人と出会い、一つでも多くの体験をし、一つでも多くの感動を味わって、より幸せな生き方をみつけよう」それを継続してほしい、というのが町の願いであり、青年団のねらいでもあります。活動をおして「自分づくり・仲間づくり」をすすめ、10年後、20年後に「幸せな生き方・豊かなふるさと」を少しでも実感することができればよいと考えています。

【名称について】

青年団の定義が「自分たちの生活を高めるためのもの」であるため、「青年団」という名称は残したかった。また、地域を元気にするという意味で「青年団」という言葉はあえて使いたかった。50代より上の方にとっては「青年団」という言葉はとても馴染みのある言葉で、それだけで応援して下さるのではないかと考えたからです。一方で「青年団」という言葉が今の時代にマッチしていない、古い、固い、真面目・・・という感覚もありました。そこで「南部町 新☆青年団」とし、様々な部首の組み合わせにより漢字が生まれるように、人と人が出会うことで新たな価値を生み出していきたいという願いを込めて「へん to つくり」という名称にしました。

活動の経緯

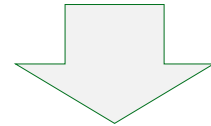
年度	状況	加入人数	活動数	参加の人数
29年度	立ち上げ	20	19	147
30年度	活動の充実	32	40	193
令和元年度	活動の充実	53	64	193
令和2年度	活動の工夫	60	65	334
令和3年度	活動の工夫	64	82	481
令和4年度	活動の工夫	68	89	447



## < 基本的問題意識 >

若者の動きが地域の維持にどのように役立っているのか?

社会教育やコミュニティ・スクールの活動が、地域人材の育成に、どのように役立っているのか?



「地域人材の育成」とは何かという根源的問題にたどり着く

# アドバンテージ2：南部町版生涯活躍のまち（日本版CCRC）

## 交流・居場所

- ◆キナルなんぶ多世代交流の複合施設
- ◆各地域のサテライト拠点
- ◆JOCAのごちゃまぜ多世代交流の場



## 人の流れづくり

- ◆企業人材との協働事業
- ◆都市部の大学との空き家プロジェクト



## 住まい

- ◆空き家を活用した分散型居住



## 健康

- ◆まちの保健室
- ◆健康づくり、介護予防、減塩事業
- ◆地域福祉コーディネーター



## 活躍・しごと

- ◆無料職業紹介
- ◆しごとコンビニ
- ◆ごちゃまぜ拠点
- ◆地域共生社会実現拠点

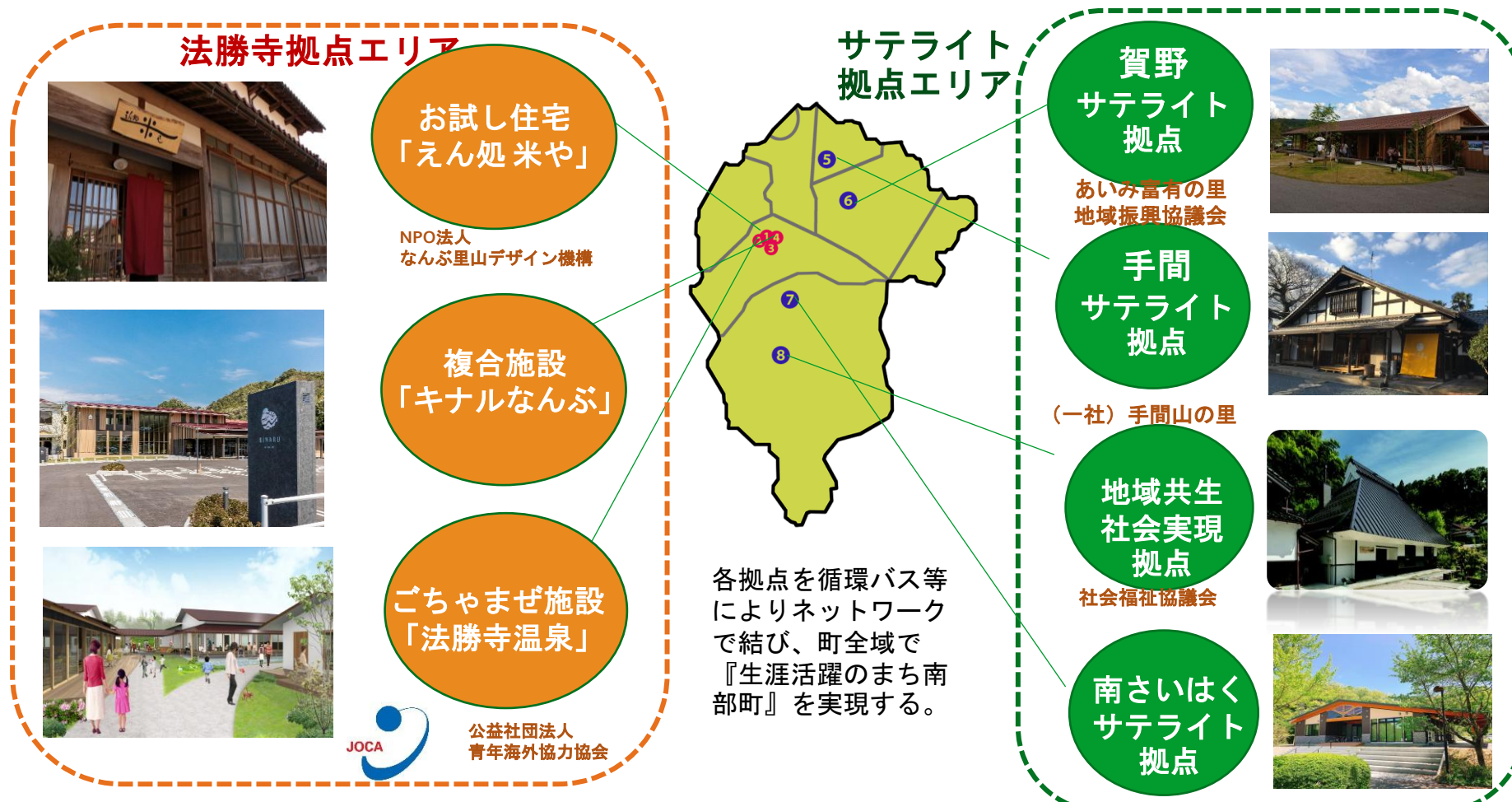


# アドバンテージ3：適切なハード整備（生涯活躍のまちの拠点・サテライト）

- 生涯活躍のまちの拠点エリアやサテライト拠点などで、町内外の多様な人々による交流や協働が生まれ、誰にとっても心地よく、役割をもって活躍する場ができている

めざす姿

- 多くの住民が運営に参画することで居場所と感じられている



◆ 拠点エリアに、お試し住宅兼地域交流拠点、複合施設、ごちゃまぜ交流拠点、総合型地域スポーツクラブ拠点

◆ サテライト拠点エリアに、各地域交流拠点、地域共生社会実現拠点（南部町資料より転載）

# アドバンテージ4：学校教育（CS）・社会教育（地域学校協働活動）の充実



## 「まち未来科」各学年の目標

### 「まち未来科」の目標

- 文化や自然、人のあたたかさにつれ、ふるさとに誇りをもつ心情や態度を培う。
- 南部町の今に学び、未来の南部町を創っていくとする心情や態度を養う。
- 自らの将来に夢や希望をもち、自律して生きていくために必要な能力や態度を身につける。
- 相手の気持ちや立場を理解しながら、対話し、お互いの良さを見つめたり、様々な意見に折り合いをつけたりできる。

学年	テーマ	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
中3	まち未来会議	これまでの学習から、町のよさと課題をまとめ、分析することができる。	自分と町の未来を思い描き、自分の生き方や町の関わりを考えることができる。	地域の方と協力しながらこれからの地域づくりに貢献しようという意欲を持つことができる。	様々な世代の方と思いを伝え合い、異なる考えを認め合いながら、対話を進めることができる。
中2	じぶん未来探求② 【しごとが未来体験】	自然、文化、産業などを体験し、よさや課題に気づくことができる。 ふるさとに貢献する意欲を養えることができる。	将来に向けてどのような力が必要なのかを考え、自分の生活に生かすことができる。	基本的マナーやルールの大切さに気づき、自分の役割や責任を果たすことができる。	進んで解決に取り組み、友達や地域の方と協働して自分の責任を果たすことができる。
中1	じぶん未来探求① 【先輩に学ぶ】	地域の方の職業観や生き方を通じ、働くことの目的や意義を学ぶことができる。	自分のよさや適性を知り、将来の夢や目標、仕事について考えることができる。	社会人として必要な資質を養い、自分の生活に生かすことができる。	目的意識を持って相手に質問したり、自分の思いを返したりすることができる。
小6	人権の町づくり	「人権のまちづくり」の取り組みや現状について理解することができる。	差別解消における取り組みから、自分の生き方を振り返り、将来の生き方を考えたりすることができる。	課題を持ち、他者と協働しながら差別解消に向け、考え、行動することができる。	よりよい課題解決ができるように、自分たちで話し合いを進め、考えを伝え合うことができる。
小5	伝統文化・産業	町の伝統文化、産業の現状やよさを知り、興味・関心を持つことができる。	伝統文化、産業を受け継ぐ人々の思いや生き方を知り、自分の生活や将来への生き方を考えることができる。	伝統文化、産業を受け継いであり、広めたりする方法を自分たちで調べ、考え、行動することができる。	地域の伝統行事に参加するなど、様々な世代の方と積極的に交流することができる。
小4	自然環境	自然環境のすばらしさや多様性、つながりに気づくことができる。 自然環境を守ろうとする意識を高めることができる。	里山として自然環境を守っている人の思いや生き方に触れ、自然環境保全の大切さを理解することができる。	自然との共存に向け、一人一人が向き合い、いかに地域の友、友達や地域の方に呼びかけることができる。	町の自然を守り、里地里山を生かす方法を地域の方と協働して考え、発信することができる。
小3	地域の宝・もの・こと	地域の方の工夫や思いを理解し、特産物に関する興味関心を広げることができる。	体験や聞き取りを通して地域の方の思いや考えを知り、ものづくりのすばらしさを理解することができる。	特産物についての取り組みや課題を知り、自分ができることはないか考え、発信することができる。	地域の方との関わりから仕事の喜びや苦労を知るとともに、自分の考えを表現し、伝えることができる。
小2	まちのすてき happen	町の自然や人々のよさを理解することができる。	自分たちの身の回りには様々な仕事があることを知り、それぞのすばらしさを積極的に視野を広げることができる。	町のよさをまとめる中で、興味・関心をより高め、様々な人に伝えることができる。	様々な世代の方と積極的に関わりを持つことができる。
小1	しぜんとおそぶ	自然への関心を高め、自然のすばらしさに気づくことができる。	地域の人・もの・ことと関わることを通じて、なりた自分イメージすることができる。	自然体験を通して、自然に親しみを持ち、自然や生き物に知ることのかわりを大切にすることができる。	友達と進んだり、生活を楽しくしたりする活動を通して、協力して活動する大切さを理解することができる。
年長	であいとかわり	地域の自然物やこと（地域の人・もの・こと）を選び取り入れ、積極的に関わるようになる。	簡単なルールを守り、役割をもって友達や異年齢児と関わることを楽しむようになる。	多様な人・もの・ことと関わって遊ぶ中で、つながりを深めるようになる。	共通の目標に向かって活動する中で、相手の気持ちを大切にしたり、自分の気持ちを伝えたりするようになる。



**「まち未来科」で身につけてほしい4つの力**

**ふるさと愛着力**

自分、周りの人、地域を愛し、誇れる力

地域の人・もの・ことに積極的に関わりましょう。

**将来設計力**

自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力

自分の力でできることを増やしていきましょう。

**社会参画力**

地域、社会、生活をより良くし、ていこうと未来を創っていく力

学校や家庭の生活がより良くなるよう工夫しましょう。

**人間関係調整力**

相手の気持ちや立場を理解しながら対話し、お互いの良さを見つめたり、様々な意見に折り合いをつけたりする力

友達と聴き合い、伝え合って、学習したり、生活したりしましょう。

# 南部町の コミュニティ・スクール

地域、家庭、学校が1つになって  
子どもを育てらいた!



平成18年、会見小学校にコミュニティ・スクールが県下で初めて導入されました。その後、町内全小中学校へと拡大し、現在は2つの中学校区と会見第二小学校に学校運営協議会が設置されています。新型コロナウイルスなどで思うように活動できない時期もありましたが、南部町の子どもたちを、学校だけでなく地域や家庭と一緒に育てるために様々な熟議・活動を行っています。

## 法勝寺中学校区



## 南部中学校区



## 南部町コミュニティ・スクール組織一覧(令和5年6月1日現在)

校区	南部中学校区				
学校名	会見小学校	南部中学校		会見第二小学校	
児童生徒数	166人	84人		17人	
学校教育目標	夢や希望をもち、仲間と共に努力する会見の子	人権尊重の精神と確かな学力を有し、明朗快活で心身ともに健康な生徒を育成する		夢や目標に向かって、一人一人が自己発揮し、切磋琢磨する子どもを育てる	
めざす子ども像	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の考えを持ち、自ら伝え合える子ども</li> <li>●人・自分・地域に関心を持ち、大切にしている子ども</li> <li>●進んで挑戦し、粘り強く取り組む子ども</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目標を持ち、自分で判断し、行動できる生徒</li> <li>●失敗を恐れず、粘り強く挑戦できる生徒</li> <li>●学習、奉仕活動、部活動に自主的に取り組める生徒</li> <li>●自分や人の良さを理解し、人と関わりあえる生徒</li> <li>●地域と関わり、学び、ふるさに思いを寄せる生徒</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●向上心を持ち、進んで学ぶ子ども(自律)</li> <li>●違いを認め、お互いを大切にしている子ども(共生)</li> <li>●失敗を恐れず、最後までやりぬく子ども(自律)</li> </ul>	
協議会	南部中学校区学校運営協議会			会見第二小学校運営協議会	
CS委員会	会見小CS委員会	南部中CS委員会		会見第二小学校運営協議会	
部会と主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経験や知識・特技を生かした学習支援</li> <li>○セカンドスクール等児童のチャレンジを応援</li> <li>○登下校・校外活動の見守り</li> <li>○交通安全教室</li> <li>○読み聞かせ・図書館整備等</li> <li>○祖父母・ジグと先生の会(GTA)</li> <li>○畑作り・昔遊び</li> <li>○芝刈り、除草作業、環境整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習支援</li> <li>地域交流</li> <li>環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まち未来科(先輩に学ぶ、まち未来体験、伝統芸能、まち未来会議等)への協力・支援</li> <li>防災訓練、あいさつ運動、下校指導、学校行事交流等の企画・協力</li> <li>花だん作り、除草作業、環境美化作業等の協力・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全育成</li> <li>学習支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育参観日</li> <li>健康教育参観日</li> <li>山菜採り遠足</li> <li>広報誌</li> <li>親子スキー教室</li> </ul>
活動目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「自律」と「共生」に向けて児童と学校の活動を応援する</li> <li>◆南部中学校区学校運営協議会のブランドデザインをもとに、中学校区で連携して児童に系統的な力を育成し、児童の成長を応援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「自律」と「共生」に進む生徒と学校の活動を保護者と一緒に応援する</li> <li>◆小中一貫教育のブランドデザインを支え、小学校CSと連携して、児童・生徒の活動を応援する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「自律」と「共生」をめざす児童と学校の活動を応援する</li> <li>◆小中一貫教育のブランドデザインを支え、中学校区CSと連携して、児童の活動を応援する</li> </ul>	

校区	法勝寺中学校区			
学校名	西伯小学校		法勝寺中学校	
児童生徒数	301人		169人	
学校教育目標	ふるさとに誇りを持ち、創造と協働に富み、たくましく生きる児童の育成		知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成	
めざす子ども像	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自分大好き・みんな大好き・南部大好き西伯の子」</li> <li>●めあてをもち、進んで学ぶ子ども</li> <li>●心豊かな、思いやりのある子ども</li> <li>●気力に満ち、最後までがんばりぬく子ども</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「夢を抱き、人と調和しながら主体的に行動できる生徒」</li> <li>●自分の可能性を信じてひたむきに努力し、進路を自己決定できる生徒</li> <li>●他者と関わりあいながら何事にも意欲的に挑戦し、社会に貢献する生徒</li> </ul>	
協議会	法勝寺中学校区学校運営協議会			
CS委員会	西伯小CS委員会		法勝寺中CS委員会	
部会と主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>はたらく リサイクル活動、掃除サポート</li> <li>どくしよ 朝の読み聞かせ図書館支援</li> <li>あいさつ あいさつ運動</li> <li>学習支援 各学年の学習支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夢実現支援</li> <li>自律支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭学習習慣づくり</li> <li>地区運動会への生徒参加・ふれあいウォーク</li> <li>一式飾りの指導・校区外ボランティア</li> </ul>	
活動目標	地域全体で 子どもたちの豊かな学びと育ちを実現～そして、郷土を、ふるさとを愛する心を育てる～		三者がねらいを共有した活動を通して、より一層の連携を深化させる～学校・地域・家庭が協働する体制の確立と活動方針の浸透～	

コミュニティ・スクールとは、法律※に定められた学校運営協議会が設置された学校(校区)のことをいいます。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学校運営協議会は、校長の学校経営方針の承認などの他、地域のめざす子ども像の策定など、主に諸活動の拠り所となる基本方針について話し合います。

CS委員会は、校区学校運営協議会の基本方針をもとに、各学校で地域・保護者・学校が協働する具体的な活動を行います。

# 集落の課題：鳥取県南部町のヒアリングから

## ■高齢化

集落活動ができるもので一番若いものが50歳手前で、こちらの年代がなかなか出てこられない。  
高齢者が若い世代に任せきれない、または、任せる雰囲気・流れではない。

## ■次世代への引継

行事は小規模しながらも継続し、行事や役目は地域のコミュニケーションであると皆で理解している。昭和世代のまともりは良いが、その下の世代をはじめ、以降の世代への引き継ぎが微妙で、婦人会もなくなった。これからは人口・世帯・家屋が古くなっていき、集落に対するそれぞれの思いを形にしていく取り組みが必要である。

## ■区長の負担・継続

区長は1年での輪番制に変更し、区長が直々に役員のなり手を出すため頼み込みをすることから、区長の負担が大きい。集落を現代にあったスタイルに変えようという動き、また役場に全部投げずに基礎自治組織である集落を継続して自治を実行しようという意気込みはある。新しく入ってくる人々も多く、次世代の集落運営に期待している。

# 集落からみた地域運営組織に対する課題：鳥取県南部町

## ■機能分担

協議会については大義名分があり、よくやっておられるのは良いが、**小さい集落はなかなかついていけないのが現状であり、苦慮している。部会や組織、役員を本当にいるかっもう一度確認して見直すことが必要である。**世代交代がなかなか出来ていないことも課題である。

## ■存在意義

役員選出など集落の負担となる要素があるため、**存在意義を見出せない。**

## ■集落と協議会の関係

集落の課題は集落のみんなで何とか解決をしてきたし、毎年の恒例行事を小規模化したり負担感を感じつつも何とかやりくりしてきた。しかし、向こう5年、10年先を考えると、どうしようもなくなっているかもしれない。また、協議会についても**役員の選出や行事の使いまわし、「ただ、こなすだけ」についても負担感を感じている。**地域においては地縁が強く、協議会が一定の役割を果たしつつも、**住民が負担と感じる部分が多くを占めている。**

# 地縁組織（集落）と志縁組織（地域振興協議会）の関係

＜階層型組織＞

**地縁組織**

地区の集まり

南部町

集落の集まり

地区

世帯の集まり

集落

住民しか入れない組織

＜ネットワーク型組織＞

**志縁組織**

「みんなで」楽しむ組織



住民主体

車輪の両輪

補完性の原則

地縁組織と志縁組織は相互の独立性を担保しながらも必要な時には補完しあう存在

住民以外も参画できる組織

# 南部町において想定される「地域のあり方」に関する論点

## 1 住民自治のあり方：「そもそも論」を議論する必要性

- 住民の役割，行政の役割は何か？
- 住民はどのように主体的な行動が行えるか？ 「内発性」

## 2 住民自治組織のあり方：集落と振興協議会の関係性

- 地縁組織：集落（自治会）
- 地域運営組織：地域振興協議会 **「集落との違いがわからない！」**

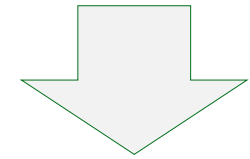
## 3 系統的政策のあり方：タテをヨコにつなげる必要性

- 保健・医療・福祉
- 防災，交通
- 学校教育と地域：コミュニティスクール（地域とともにある学校づくり）
- 社会教育と地域：スクールコミュニティ（学校を核とした地域づくり）

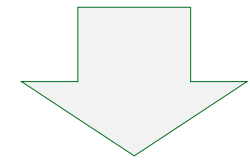
## 4 地域課題解決・地域資源活用のあり方：地域における主体

- 地域課題解決：集落でやること，協議会でやること，行政でやること
- 地域資源活用：楽しみながら，やりがい，生きがい
- 主体がばらばらだと参加者が少なく，担う人がたいへん
- シナリオ：協議会が地域をコーディネートし，集落が地域のあり方を見直す？

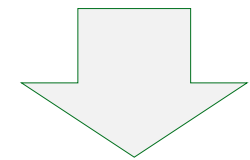
住民主体による地域づくり  
（内発的発展）



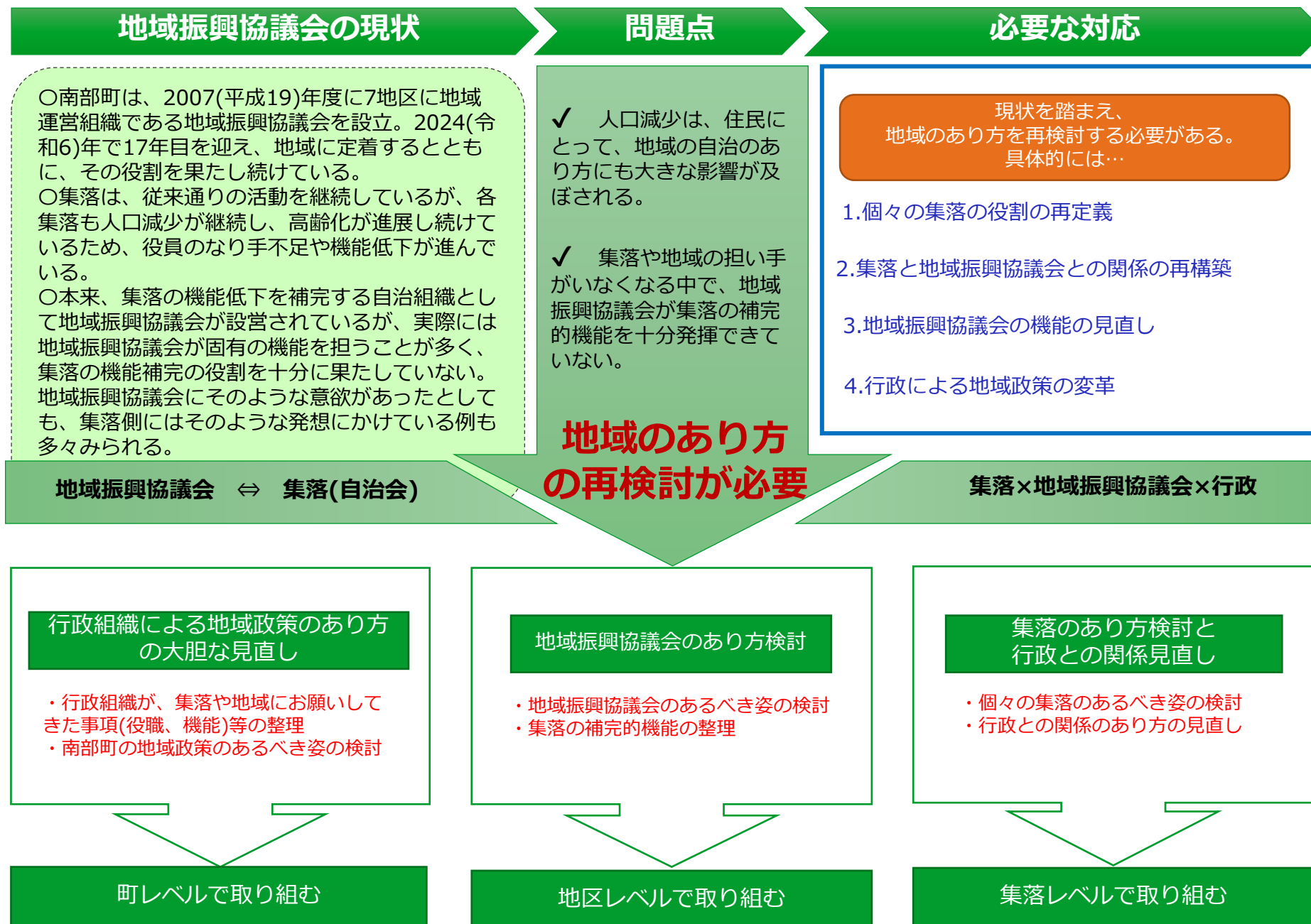
住民主体が理想であるが  
過疎化・高齢化でしんどい



地域を維持する新たな  
仕組みを「みんなで」  
構築する必要がある

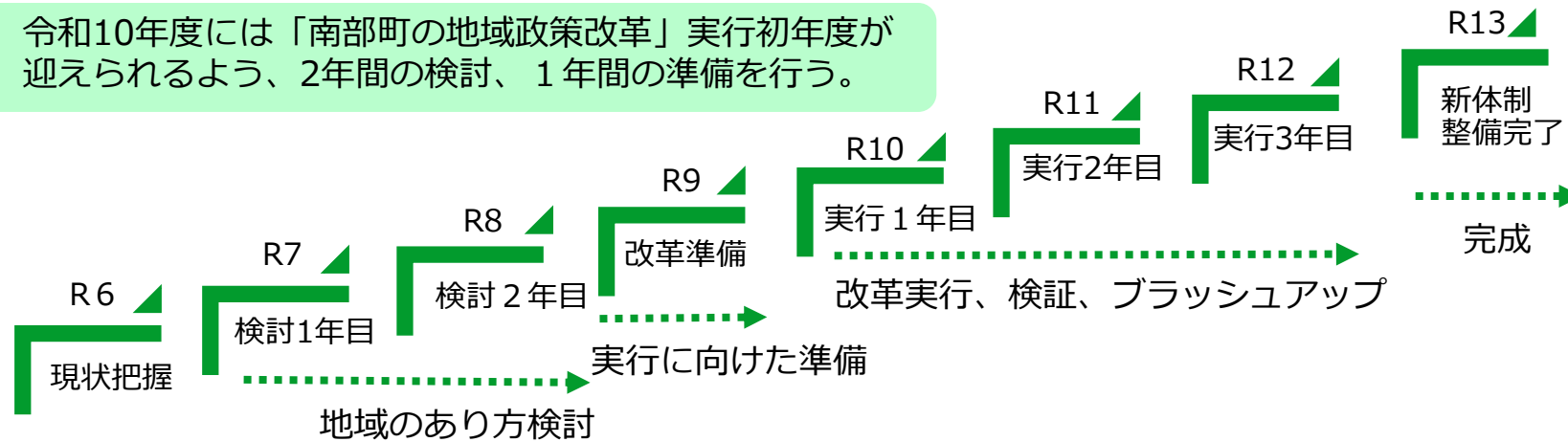


**納得のいく地域改革**



# 地域のあり方検討スケジュール（検討中）

令和10年度には「南部町の地域政策改革」実行初年度が迎えられるよう、2年間の検討、1年間の準備を行う。



	取組内容	各年度の取組
2031(R13)年度	新体制整備完了 まち全体が新しい地域のしくみで動き出す	完成
2030(R12)年度	実行3年目【2地区程度】	
2029(R11)年度	実行2年目【3地区程度】	
2028(R10)年度	実行1年目【2地区程度】	実行
2027(R9)年度	地域のあり方改革準備 地域戦略会議(有識者会議)	
2026(R8)年度	地域のあり方検討	あり方検討
2025(R7)年度	地域のあり方検討準備、検討開始	
2024(R6)年度	現状把握(共同研究による実態調査)	

※検討を行う中で、必要に応じて取り組む内容を見直していく。